

公募要領

1 事業名

2019年度条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育事業

2 事業の趣旨

(1) 条約難民に対する日本語教育事業

平成14年8月7日付け閣議了解「難民対策について」等に基づき、条約難民（その家族を含む。以下同じ）等に対し、日本語習得のための便宜供与を行う事業を実施することにより、我が国への定住の促進及び円滑化を図ることを目的とする。

(2) 第三国定住難民に対する日本語教育事業

平成26年1月24日付け閣議了解「第三国定住による難民の受入れの実施について」等に基づき、第三国定住により我が国に受け入れる難民（以下「第三国定住難民」という。）に対し、日本語習得のための便宜供与を行う事業を実施することにより、我が国への定住の促進及び円滑化を図ることを目的とする。

3 事業の内容

2019年度条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育事業仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

4 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

5 参加表明書の提出

不要とする。

6 応募書類及び提出方法等

(1) 応募書類

- ① 企画提案書（様式1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・10部
- ② 過去5年間の類似事業についての実績（様式2）・・・・10部
- ③ 会社等組織概要（要覧，会社案内，定款等）・・・・・・10部
- ④ 直近の過去2期分の財務資料（写）・・・・・・・・・・・・10部
- ⑤ 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

(2) 応募書類の提出方法，問合せ先

① 提出方法

様式1及び様式2の電子ファイル一式（PDF形式，Word2010以前の形式のいずれか）を下記提出先にE-mailで送付するとともに，他の必要書類を含めた応募書類を郵送等若しくは持参して提出すること。

<郵送等の場合>配達が可能である方法によること。

<持参する場合>受付時間は，平日（月曜～金曜）10時～12時，13時～17時とする。

※ 提出後の書類の差し替え，変更，追加等は一切認められません。

② 提出先

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文化庁国語課協力推進係

E-mail：nihongo@mext.go.jp

③ 問合せ先

○事業内容に関する御相談

文化庁国語課日本語教育専門職

電話番号：03-5253-4111（代表）（内線2644）

FAX番号：03-6734-3818

E-mail：nihongo@mext.go.jp

○会計・経費に関する御相談

文化庁国語課協力推進係

電話番号：03-5253-4111（代表）（内線4464）

FAX番号：03-6734-3818

E-mail：nihongo@mext.go.jp

※ E-mailでの提出や問合せをする場合，件名に「2019年度条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育事業」と記載すること。

(3) 提出期限

2019年3月1日（金）17時（必着）

(4) 企画提案書等の作成方法等

① 用紙のサイズは，A4縦判，横書きとする。ただし，図表等については必要に応じてA4横判，A3判の折り込みも可とする。

② 企画提案書等に使用する言語及び通貨は，日本語及び日本国通貨とする。

③ 企画提案書の内容については，他の企画・提案等からの引用・転載を禁止する。

④ 書類の作成・提出に係る費用は選定結果に関わらず企画提案者の負担とする。また，契約締結まではすべての費用が提案者の負担となるので留意すること。

⑤ 提出された企画提案書等は返却しない。

⑥ 企画提案書等は，本企画選定委員及び本事業関係者に開示する。

7 説明会の開催等

開催日時：2019年2月14日（木）14時から
開催場所：文化庁524打合せスペース（旧文部省庁舎5階）

8 事業規模（見込）及び採択件数

委託代金額 43,804千円程度（予定）
採択予定件数 1件

9 選定方法等

（1）選定方法

文化庁に設置された選定委員会にて書類選考を実施する。
なお、審査の実施は、2019年3月上旬を予定している。

（2）審査基準

別途定めた審査基準のとおり。

（3）選定結果の通知

選定終了後、30日以内に全ての企画提案者に選定結果を通知する。

※ なお、この公募は、2019年度予算の成立を前提に行うものであり、予算の成立状況によっては事業内容や予算、実施時期に変更が生じる場合があるので留意すること。

10 誓約書の提出等

- （1）本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
- （2）前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とするものとする。
- （3）前2項は、支出負担行為担当官が誓約書の提出を要しないと認める場合は適用しない。

11 契約締結

選定の結果、採択予定団体と企画提案書を基に事業実施条件を調整した上で、別途、業務計画書を提出していただき、条件の調整が整い次第、委託契約を締結するものとする。なお、契約締結に当たっては、委託契約書を作成するものとする。契約金額については、事業内容を勘案して決定するので、企画提案書の提示額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合は、契約を締結しないことがある。

※ 国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても、契約締結後でなければ事業に着手することができないことに十分注意してください。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。

12 委託代金額の確定

事業が完了したときは、文化庁は事業の実施について検査し、検査終了後、事業の実施に要した経費について調査を行い、委託代金額を確定した上で支払うものとする。確定額は、事業の実施に要した決算額に充当した委託代金額の額と契約書上の委託代金額のいずれか低い額とする。

13 スケジュール（予定）

- ①公募開始：2019年2月8日（金）
- ②公募締切：2019年3月1日（金）
- ③審査：2019年3月8日（金）
選定及び事業計画書の提出
2019年3月20日（水）
- ④契約締結：2019年4月1日（月）
- ⑤契約期間：契約締結日から2020年3月31日（火）まで

※ 契約締結後でなければ事業に着手できないため、企画提案書作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意してください。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。

14 その他

事業実施に当たっては、法令、委託契約書及び業務契約書、文化庁委託業務実施要領等を遵守すること。

（文化庁委託業務実施要領→<http://www.bunka.go.jp/qa/pdf/youryou.pdf>）

※ 契約の締結に当たり必要となる書類

選考の結果、契約予定者となった場合、契約締結のため、遅滞なく以下の書類を提出いただく必要がありますので、事前の準備をお願いします。なお、再委託先がある場合には、再委託先にも周知願います。

- 業務計画書（委託業務経費内訳を含む）
- 再委託に係る業務委託経費内訳
- 委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定、見積書など）
- 銀行振込依頼書

以上